

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(6) 議案第60号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第60号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 60 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備  
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

1 条例改正の背景

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 指定居宅介護事業者等に、感染症が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (2) 指定居宅介護事業者等に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける
- (3) 指定就労移行支援事業所に置くべき就労支援員のうち 1 人以上は常勤でなければならないこととする基準を廃止する

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

改正後	改正前
<p>○ 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p>	<p>○ 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）</p>

改正後	改正前
<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）</p>	<p>第5章 短期入所</p> <p>第1節 基本方針（第99条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第102条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第103～第110条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）</p> <p>第6章 重度障害者等包括支援</p> <p>第1節 基本方針（第113条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第116条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第142条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第145条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）</p> <p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p> <p>第1節 基本方針（第152条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第155条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）</p>

改正後	改正前
<p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第166条の2～第171条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第172条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第175条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第185条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第186条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第187条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</p> <p>第13章 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第193条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第193条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p>	<p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第1節 基本方針（第162条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第166条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第166条の2～第171条）</p> <p>第11章 就労継続支援A型</p> <p>第1節 基本方針（第172条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第173条・第174条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第175条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第176条～第184条）</p> <p>第12章 就労継続支援B型</p> <p>第1節 基本方針（第185条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第186条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第187条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第188条・第189条）</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条～第193条）</p> <p>第13章 就労定着支援</p> <p>第1節 基本方針（第193条の2）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の5）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の6～第193条の12）</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第193条の13）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第193条の16）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第193条の17～第193条の20）</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第1節 基本方針（第194条）</p>

改正後	改正前
<p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の16）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の17～第200条の22）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p>	<p>第2節 人員に関する基準（第195条・第196条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第197条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第198条～第200条）</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の2・第200条の3）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の4・第200条の5）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の6）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の7～第200条の11）</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第200条の12・第200条の13）</p> <p>第2款 人員に関する基準（第200条の14・第200条の15）</p> <p>第3款 設備に関する基準（第200条の16）</p> <p>第4款 運営に関する基準（第200条の17～第200条の22）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例（第201条・第202条）</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p>
<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>	<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第4節 運営に関する基準 (運営規程)</p>
<p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第36条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第36条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の実地の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5) 通常の実地の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護が提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護が提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p>第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>
<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p><u>3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	
<p>(重要事項の掲示)</p>	<p>(重要事項の掲示)</p>
<p>第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><u>2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>(身体拘束等の禁止)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	
<p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>	
<p><u>(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	
<p><u>(虐待の防止)</u></p>	
<p><u>第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するた</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>め、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	
<p>(準用)</p> <p>第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第33条中「又は調理、洗濯、掃除等の家事」とあるのは「、調理、洗濯、掃除等の家事又は外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (運営に関する基準)</p>	<p>(準用)</p> <p>第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第33条中「又は調理、洗濯、掃除等の家事」とあるのは「、調理、洗濯、掃除等の家事又は外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (運営に関する基準)</p>
<p>第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、</p>	<p>第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第21条第2項</p>

改正後	改正前
<p>第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第22条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び前項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第3章 療養介護 第4節 運営に関する基準 (療養介護計画の作成等)</p>	<p>第3章 療養介護 第4節 運営に関する基準 (療養介護計画の作成等)</p>
<p>第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>	<p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>
<p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>
<p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該指定療養介護事業所の提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>	<p>4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該指定療養介護事業所の提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>
<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対す</p>	<p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対す</p>

改正後	改正前
<p>る指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>る指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を<u>いう。</u>)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第74条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p>	<p>第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第74条</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p>

改正後	改正前
<p>(5) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(5) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護が提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護が提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>
<p>2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p><u>3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等)</p> <p>第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、<u>当該</u>指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(重要事項の掲示)</p> <p>第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p>(重要事項の掲示)</p> <p>第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p>	<p><u>(身体拘束等の禁止)</u></p>
<p>第75条 削除</p>	<p>第75条 <u>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、次に掲げる利用者に対する指定療養介護の提供に関する記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第55条第1項の規定によるサービスの提供の記録</p> <p>(2) 療養介護計画</p> <p>(3) 第67条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>次条において準用する第36条の2第2項</u>の規定による身体拘束等に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第34条の2、第36条の2から第38条(第2項を除く。)</u>まで及び第39条から<u>第41条の2</u>までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、</p>	<p><u>2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、次に掲げる利用者に対する指定療養介護の提供に関する記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第55条第1項の規定によるサービスの提供の記録</p> <p>(2) 療養介護計画</p> <p>(3) 第67条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第75条第2項</u>の規定による身体拘束等に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第37条、第38条第1項</u>及び第39条から<u>第41条</u>までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、</p>

改正後	改正前
<p>当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p><u>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第94条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（<u>第94条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針  (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容  (3) 営業日及び営業時間  (4) 利用定員  (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  (6) 通常の事業の実施地域  (7) サービスの利用に当たっての留意事項  (8) 緊急時等における対応方法  (9) 非常災害対策  (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類  (11) 虐待の防止のための措置に関する事項  (12) その他事業の運営に関する重要事項  (衛生管理等)</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針  (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容  (3) 営業日及び営業時間  (4) 利用定員  (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  (6) 通常の事業の実施地域  (7) サービスの利用に当たっての留意事項  (8) 緊急時等における対応方法  (9) 非常災害対策  (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類  (11) 虐待の防止のための措置に関する事項  (12) その他事業の運営に関する重要事項  (衛生管理等)</p>

改正後	改正前
<p>第92条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第92条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 指定生活介護事業者は、<u>当該</u>指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(重要事項の揭示)</p>	<p>(重要事項の揭示)</p>
<p>第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><u>2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条及び</u>第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とある</p>	<p>第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで<u>及び第75条から第77条まで</u>の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第</p>

改正後	改正前
<p>のは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p>	<p>91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第84条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)</p>	<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)</p>
<p>(準用) 第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。</p>
<p>第5章 短期入所</p>	<p>第5章 短期入所</p>
<p>第4節 運営に関する基準 (準用)</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (準用)</p>
<p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第105条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、<u>第75条</u>、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第105条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (準用)</p>	<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (準用)</p>
<p>第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第</p>	<p>第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第</p>

改正後	改正前
<p>24条、第29条、第30条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>	<p>24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>
<p>第6章 重度障害者等包括支援 第4節 運営に関する基準 （準用）</p>	<p>第6章 重度障害者等包括支援 第4節 運営に関する基準 （準用）</p>
<p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第34条（第1項及び第2項を除く。）</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第35条</u>から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第8章 自立訓練（機能訓練） 第4節 運営に関する基準 （準用）</p>	<p>第8章 自立訓練（機能訓練） 第4節 運営に関する基準 （準用）</p>
<p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>	<p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。</p> <p>第9章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第158条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、次に掲げる利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第156条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第60条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画</p> <p>(3) 次条において準用する第90条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第36条の2第2項</u>の規定による身体拘束等に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148</p>	<p>(準用)</p> <p>第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節(第149条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。</p> <p>第9章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第158条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、次に掲げる利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第156条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第60条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画</p> <p>(3) 次条において準用する第90条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第75条第2項</u>の規定による身体拘束等に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定</p>

改正後	改正前
<p>条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 （準用）</p> <p>第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第163条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又は</p>	<p>は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準 （準用）</p> <p>第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</p> <p>第10章 就労移行支援</p> <p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p> <p>第163条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又は</p>

改正後	改正前
<p>その端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>その端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>5 第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u></p>
<p><u>5</u> 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p><u>6</u> 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)</p>	<p>(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)</p>
<p>第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 職業指導員及び生活支援員 認定指定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>(1) 職業指導員及び生活支援員 認定指定就労移行支援事業所ごとに、それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から<u>第5項まで</u>の規定を準用する。</p>	<p>2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から<u>第4項まで及び第6項</u>の規定を準用する。</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>

改正後	改正前
<p>(職場への定着のための<u>支援等</u>の実施)</p> <p>第169条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p><u>2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u></p>	<p>(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)</p> <p>第169条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者</p>	<p>(準用)</p> <p>第171条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第171条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第171条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第171条において準用する第146条第2項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第171条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第171条において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第171条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決</p>

改正後	改正前
<p>を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えられた基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第11章 就労継続支援A型 第4節 運営に関する基準 (職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>第11章 就労継続支援A型 第4節 運営に関する基準 (職場への定着のための支援等の実施)</p>
<p>第182条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>第182条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p><u>2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u> <u>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u> <u>(準用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(準用)</u></p>
<p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第183条の2」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第183条の2」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とある</p>	<p>第184条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第183条の2」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とある</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p>	<p>のは「第184条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第184条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第184条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第184条において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第12章 就労継続支援B型 第4節 運営に関する基準 (準用)</p>	<p>第12章 就労継続支援B型 第4節 運営に関する基準 (準用)</p>
<p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第189条」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第189条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第180条から第182条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第189条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第189条において準用する第146条第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第189条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第189条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第189条において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第189条」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (準用)</p>	<p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (準用)</p>
<p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、</p>	<p>第193条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第</p>

改正後	改正前
<p>第147条、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p>	<p>147条、第180条から第182条まで及び第185条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第191条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条において準用する第146条第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第193条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第193条において準用する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第193条」と、第146条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第180条第1項中「第184条」とあるのは「第193条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第13章 就労定着支援 第1節 基本方針</p>	<p>第13章 就労定着支援 第1節 基本方針</p>
<p>第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>	<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>
<p>第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。</p>	<p>第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の員数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。</p>
<p>2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定</p>	<p>2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定</p>

改正後	改正前
<p>就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。</p> <p>(1) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。</p> <p>(1) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (職場への定着のための支援の実施)</p>
<p>第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等</p>	<p>第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。</p> <p>2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、</p>

改正後	改正前
<p><u>を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p>	<p>1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p>
<p>第193条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から<u>第36条まで、第37条から</u>第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(準用)</p>	<p>第193条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第14章 自立生活援助</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(準用)</p>
<p>第193条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から<u>第36条まで、第37条から</u>第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>第193条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第193条の6、第193条の10及び第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</p> <p>第15章 共同生活援助</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p>
<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者</p>	<p>第195条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者</p>

改正後	改正前
<p>の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p> <p>第199条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助が提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日</p>	<p>の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第4節 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p> <p>第199条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助が提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日</p>

改正後	改正前
<p>常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p>	<p>常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p>
<p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p>	<p>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>	<p>4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>
<p>5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第200条」と、第94条<u>第1項</u>中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機</p>	<p>第200条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第200条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給</p>

改正後	改正前
<p>関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を</p>	<p>決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準</p> <p>第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を</p>

改正後	改正前
<p>2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u> の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u> の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u> の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第4款 運営に関する基準 (準用)</p>	<p>2.5で除して得た数</p> <p>(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u> の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。</p> <p>3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u> の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する <u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u> の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第4款 運営に関する基準 (準用)</p>
<p>第200条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u> から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び第198条の8から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条</p>	<p>第200条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u> から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の5まで及び第198条の8から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の8」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第1項」と、第24条第2項中「第</p>

改正後	改正前
<p>第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準 第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>	<p>22条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第200条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の11において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第200条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の11において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準 第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第200条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p>

改正後	改正前
<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>ア 利用者の数が30人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第4款 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p>	<p>第4款 運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第200条の21 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第200条の21 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p>	<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</p>
<p>3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。</p>	<p>3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。</p>
<p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p><u>5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第200条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の7まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「第200条の22において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の22において準用する第90条」と、同項<u>第4号から第6号までの規定</u>中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第94条<u>第1項</u>中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「第200条の22」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第16章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指</p>	<p>(準用)</p> <p>第200条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条から第198条の7まで及び第199条の2から第199条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは、「第200条の22において準用する第198条の3第1項から第3項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第198条の3第2項」と、第77条第2項第3号中「第67条」とあるのは「第200条の22において準用する第90条」と、同項<u>第5号及び第6号</u>中「次条」とあるのは「第200条の22」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の22において準用する第199条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の4第1項及び第198条の5中「第200条」とあるのは「第200条の22」と、第198条の6第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第16章 多機能型に関する特例 (従業者の員数等に関する特例)</p> <p>第201条 多機能型による、指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指</p>

改正後	改正前
<p>定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>附 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業</p>	<p>定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）においては、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第173条第4項（第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）においては、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第173条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第186条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>附 則</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業</p>

改正後	改正前
<p>所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p> <p>5 前2項の場合において、第195条第1項第2号イからエまで及び第200条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p> <p><u>附 則（令和3年3月〇日条例第〇〇号）</u> <u>（施行期日）</u></p>	<p>所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>3 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>4 第198条の6第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。</p> <p>(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、支給決定を行った市町村が必要と認めること。</p> <p>5 前2項の場合において、第195条第1項第2号イからエまで及び第200条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第3項又は第4項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  <u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第36条の2第3項（新条</p>	

改正後	改正前
<p><u>例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p>	